

銀行振込などによる公売保証金の納付手続き

※クレジットカードによって公売保証金の納付手続きをする場合は、この手続きは必要ありません。

【手続きに入る前に】

- (1) 手続きに入る前に稚内市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
- (2) ログインIDの取得などを行い、KSI 官公庁オークション内の稚内市インターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加仮申し込みを行った後、この手続きを行ってください。
- (3) 公売参加者が法人の場合、法人代表者名義で取得したログインIDで公売物件詳細画面より公売参加仮申込を行った後、この手続きを行ってください。
- (4) 公売保証金の金額および納付方法は、公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は、公売財産の売却区分ごとに必要となります。必ず入札しようとしている公売財産の公売物件詳細画面で公売保証金の金額、納付方法を確認したうえで、以下の手続きを行ってください。

【「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書兼領収証書」の送付】

- (1) 「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書兼領収証書」を印刷し、太枠内を記入・なつ印してください。
 - ※「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書兼領収証書」に記入された住所（所在地）、氏名（名称）、電話番号、ログインID、メールアドレス、支払請求先の口座情報は公売保証金の返還完了まで変更できませんのでご注意ください。
 - ※捨印も必ず押してください。
 - ※「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に記入する振込先金融機関は、ゆうちょ銀行以外の金融機関としてください。
- (2) 「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書兼領収証書」を稚内市役所（6書類の送付先参照）に書留郵便にて送付してください。

【公売保証金の納付】

(1) 「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書兼領収証書」の送付を受けた稚内市は、記入されたメールアドレスに振込先口座など公売保証金の納付方法のご案内を電子メールにて送信します。

(2) 電子メールの案内にしたがって、次のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。

※公売財産によっては利用できない方法もあります。

※公売保証金は、入札開始日の3開庁日前までに稚内市が確認できるように納付してください。稚内市が確認できない場合、入札することができません。

ア 銀行口座への振込

※稚内市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

※振込手数料は、公売参加者の負担となります。

※類似の口座名にご注意ください。

イ 現金書留での送付

※公売保証金が50万円以下の場合に限ります

※郵送料などは、公売参加者の負担となります。

※現金もしくは銀行振出の小切手（稚内金融協会に属する稚内手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限る）で納付してください。

ウ 郵便為替（ゆうちょ銀行が取り扱う普通為替および定額小為替）

※郵便為替証書は、発行日から起算して175日を経過していないものに限ります。

エ 稚内市に直接持参

※受付時間は平日の午前9時から午後4時までです。

※現金もしくは銀行振出の小切手（稚内金融協会に属する稚内手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限る）で納付してください。

(3) 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人は「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に公売参加者の住所および氏名など並びに代理人であることを明記した上で、代理人名で公売保証金を納付してください。

(4) 公売参加仮申し込みを行ったログインIDでログインした画面で、「参加申込み・完了」と表示されるのは、入札開始の前日となる場合があります。

(5) 共同入札する場合は、仮申し込みを行った代表者名で公売保証金を納付する必要があります。

【公売財産が農地を含む場合】

- (1) 公売財産が農地法上の農地を含む場合は、農業委員会などの発行する「買受適格証明書」を入札開始日の3開庁日前までに稚内市へ提出してください。
※稚内市が入札開始日の3開庁日前までに公売保証金の納付と「買受適格証明書」の提出を確認できない場合は、入札することができません。
※「買受適格証明書」の発行手続については、公売物件のある市区町村の農業委員会にお問合せください。
- (2) 公売物件のうち農地について、買受人に権利が移転するのは、農業委員会などの許可または届出の受理があったときです。

【公売保証金の返還】

- (1) 最高価申込者および次順位買受申込者など以外の公売参加者が納付した公売保証金は、入札期間終了後返還します。この場合、返還までに公売終了後4週間程度要することがあります。
- (2) 公売保証金を納付した財産の公売が中止された場合およびインターネット公売全体が中止となった場合は、納付した公売保証金は返還します。この場合、返還まで公売終了後4週間程度要することがあります。
- (3) 買受代金納付期限以前に滞納者などから不服申立てなどがあり、滞納処分の続行が停止された場合、その停止期間は、最高価申込者などまたは買受人などは国税徴収法第114条の規定によりその入札または買受を取り消すことができます。この場合、納付された公売保証金は全額返還します。
- (4) 売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明され、国税徴収法第117条の規定により売却決定が取り消された場合は、納付された公売保証金は全額返還します。
- (5) 公売参加申込み後、入札をしない場合、公売保証金の返還は入札終了後となります。
- (6) 国税徴収法第108条第1項の規定に該当し、同条第2項の処分を受けた公売参加者の公売保証金は返還しません。
- (7) 公売保証金の返還方法は、公売参加者があらかじめ指定した公売参加者（公売保証金支払請求者）名義の銀行口座へ稚内市から振込まれます。

【書類の送付先】

〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号
稚内市役所企画総務部税務課 納税・管理グループ
電話：0162-23-6395（直通）